



大津市公報

令 和 元 年 6 月 17 日
号 外 (第 10 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 6 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年 6 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 6 号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則 (平成元年規則第37号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号の表その他の部に次のように加える。

びょうぶ 金屏風	1 双	1,610 円	
-------------	-----	---------	--

第 2 条 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号の表その他の部中「1,610円」を「1,640円」に改める。

附 則

- この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和元年10月 1 日から施行する。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則第 9 条第 1 号の表の規定は、第 2 条の規定の施行の日以後の使用に係る大津市和邇文化センターのホール等の附帯設備 (以下「附帯設備」という。) の使用料について適用し、同日前の使用に係る附帯設備の使用料については、なお従前の例による。